

平成22年知立市議会 6月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成22年6月11日(金) 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(6名)

永井 真人	池田 滋彦	川合 正彦	高笠原晴美
風間 勝治	田中 信好		

4. 欠席委員

神谷ひさ子 中島 牧子

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	毛受 秀之	福祉課長	成瀬 達美
子ども課長	島津 博史	保険健康部長	伊豫田 豊
長寿介護課長	山口 義勝	国保医療課長	加藤 初
健康増進課長	清水 辰夫	市民部長	蟹江 芳和
市民課長	神谷 雅俊	経済課長	水嶋 広
環境課長	平野 康夫		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議 事 係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事 件 名	審査結果
議案第39号 知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第40号 知立市父子家庭児童支援手当支給条例を廃止する条例	〃
陳情第4号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する陳情書	採 択
陳情第5号 子ども手当の廃止を求める陳情書	不採択
陳情第6号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心の確保を求める陳情書	採 択
陳情第8号 在留日系外国人へのセーフティネット強化についての陳情書	〃
陳情第9号 「夫婦別姓を容認する法案に反対する意見書」に関する陳情書	〃

午前10時00分開会

○永井委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は7件、すなわち議案第39号、議案第40号、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号、陳情第8号、陳情第9号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第39号 知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第39号について、挙手により採決します。

議案第39号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。したがって、議案第39号 知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第40号 知立市父子家庭児童支援手当支給条例を廃止する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高笠原委員

おはようございます。質問させていただきたいと思えます。

この知立市父子家庭児童支援手当、これにつきましては、私も委員会で一生懸命に訴えて実現をさせたというふうに自負しているところであります。大変短い期間ではありましたが、国もこういったことを認めて、そして、この父子手当

というものが国の制度で支給されると、こういうことで今回の条例を廃止するという、こういう問題であります。わずかな期間ではありましたが、条例が施行されてから各年度でどのぐらいの人が、どのぐらいの支給を受けてきたのかお知らせをいただければと思いますが。

○子ども課長

それでは、今、高笠原委員の方から質問のありました件について回答させていただきます。

父子家庭児童の支援ということですね、平成21年度についてですが、世帯数でいきますと延べ20世帯、児童数でいきますと35人が対象で、平成21年度の支払額は234万7,600円でございます。

それから、平成22年度の方の8月までの計算をしますと、延べ20世帯、子供の数で38人、金額でいきますと249万3,610円の支出の予定であります。以上です。

○高笠原委員

ありがとうございます。

やっぱり20世帯ね、これ平成20年度の条例改正されておまして、平成21年度からの支給でありますけれども、35人、38人とこういうふうで、たとえわずかな金額であっても救われてきたということは大変よかったと思えますし、知立市が先駆けてやったということもこれは評価できることだと思います。

それで、今後は国の方になっていくわけですが、どのような経過で、事務手続とかそういうものがわかりましたら御披露いただければと思いますが。

○子ども課長

基本的には事務処理は同じと思っておりますけれども、ただ、制度が違いますので、市でやっているものが国の制度ということになりますので書類的には一度再度出させていただくという形で、たまたまその8月が現況届を出していただく時期になりますので、一通りまた書類を出していただくことに知立の場合はなります。

○高笠原委員

法案の施行日が8月1日ですね。それでちょう

ど現況届出していただく時期と重なるということで、毎年のことながら事務は余り変わらないと、こういうふうでよろしいですね。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第40号について、挙手により採決します。議案第40号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。したがって、議案第40号 知立市父子家庭児童支援手当支給条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○永井委員長

ここでしばらく休憩します。

午前10時06分休憩

午前10時07分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第4号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○川合委員

それでは、本陳情につきまして意見を述べさせていただきます。

この件につきましては、賛成の立場で討論させていただきます。

といいますのは、古い時代から日本におきましては姓がなく、名字ですね、それがなく、明治4年に戸籍法が定められて、それ以降、すべての国

民が近代的な家族制度を姓名を名乗ることによって築かれてきたものであります。

それを選択制とはいえ、自由な選択にした場合に、ほんとにこの家族のきずなといいますか、一番生活の根幹にかかわる部分を非常に問題を提起しかねない非常に危惧されるわけであります。

戦後、特に個人の自由が非常に強調されてきて、今年に至りまして家族のあり方、いろんなところで自由ということが強調されるわけですが、そのことがかえって社会に及ぼした影響を考えますと、社会の最小単位である家族というものが別姓でいいのかということは非常に憂慮するものがあります。その点におきまして、さらに法律上、もしくは行政上の手続も煩雑になることもありますし、やはり国民の生活の根幹にかかわる問題でありますので、もっとさらに深い議論が必要であると思いますが、家族の姓を別々のものとして扱うということにつきましては反対の立場で意見を述べさせていただきます。

以上です。

○風間委員

私も選択的夫婦別姓制度の法制化には反対の立場です。

一番の重要な部分は、そこまで必要論が台頭しているかということところです。私の周りを見ましても別段そのような必要性、ぜひとも必要なんだという声も余り聞いたことはございませんし、やはり何の問題もないと。そういう中で、やはり結婚して姓が変わると。それがいいのか悪いのかという議論は私も聞いてはおりますが、だからこのような陳情が出てきておるわけなんです、問題もないし、通常このような形でずっときてるという中で、それがほんとに必要なのかという世論の高まりも余り感じてないという状況ですし、また、もし選択的などという状況になりますと、この陳情の3番目にも書いてありますように、子供を我々はしっかりと育成しなければならないという中で、やはり非常にまだ小さな子供等への影響は避けて通れないだろうという思いもいたしておりますし、やはり従来どおり夫婦、家族は一体感を

持つこの姓の同一、こういう部分から十分まだまだ議論の余地、議論をする必要があるところであろうという考えをしておりますので、よって、賛成にいたします。

○高笠原委員

陳情第4号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対するという陳情書に対して、日本共産党の意見を述べさせていただきたいと思えます。

結婚をして同じ姓を名乗り家庭を築くという夫婦同姓制度をとる人が圧倒的に多いかと思えます。

しかし、男女共同参画では男女が性別により差別されることなく個性や能力が十分に発揮する機会が確保されており、学校や家庭、地域、職場などのあらゆる場において個人としての人権が尊重されています。

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がみずからの意思と責任により多様な活動の選択ができるよう配慮もされているところで、国際的にも理解されています。

陳情では別姓を望む方が共同体を尊重することよりも個人の思考や都合を優先して個人主義的な考え方であり、また、子供への影響を懸念されています。しかし、地域でも職場でも男女共同参画が尊重され、何よりも憲法で基本的人権が尊重されています。現に私の身近にいる方で別姓を名乗り、しっかりと地域や職場で活動され、子供たちも元気で学校や地域で活動し、何の支障も来していません。夫婦同姓でなくても、何よりも1人1人の人権を尊重することの大切さを学ぶことこそ必要と思われまます。そして、知立市も男女共同参画プランを立て、実施に向け進んでいるところで、日本共産党は真の男女平等を目指し、男女共同参画にあるように、DV防止法の成立に尽力をしました。そして、現在、夫婦別姓を選択できる法案にも奮闘中であります。

よって、日本共産党は、陳情第4号については不採択をお願いをいたします。

○田中委員

陳情第4号に対して意見を述べます。

私ども公明党は、この選択的夫婦別姓制度を推

進の立場でありますので、この陳情に対しては不採択ということでありまます。

いろいろ社会の変化とか生きてきた歴史の中で変わってきております。いろいろ理由があるんですが、現在の民法の規定によれば、夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏名を称する。民法750条となっている。どちらでも選択できるんですが、現実には結婚の際、改姓する女性が約97%、改姓に伴うさまざまな不利益を指摘する声が大きいです。選びたい人は選択的夫婦別姓にできるよう民法を改正しようという動きが今あります。これは全夫婦が別姓にするという固定的な考え方ではなくて、希望によって夫婦同姓か、または夫婦別姓かという選択ができる。自由の裁量があるというこういう選択制夫婦別姓制度でありますので、これは私ども今、推進を行っておりますので、この陳情に対しては不採択をいたします。

○永井委員長

ほかに御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

ないようですので、それではこれより採決します。

陳情第4号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。したがって、陳情第4号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

陳情第5号 子ども手当の廃止を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等があれば発言をお願いします。

○高笠原委員

陳情第5号 子ども手当の廃止を求める陳情書に対する日本共産党の意見を述べます。

民主党のマニフェストで子ども手当の満額を月2万6,000円、初年度は半額としました。今年度の支給額は、中学生までの子供1人当たり月額1万3,000円、この6月は4、5月分の2カ月分が

支給され、今年度は以降10月と来年2月の支給と
いうことであります。

今年度の子ども手当法は1年限りのものであつて来年度からの実施には新たな立法措置が必要となります。そして民主党政権は、財源確保のめどが全く立っておらず、来年度以降の制度設計や支給額は定まっていません。子ども手当の財源にするため、所得税と住民税の16歳未満の年少扶養控除が廃止され、所得税は2011年1月、住民税は2012年の6月から増税が始まります。これまで児童手当を月額1万円受けていた世帯は、今回の1万3,000円で月3,000円の収入増で、増税が始まる2011年の1月以降、負担増になります。

日本共産党は、子育て支援は現金給付とともに保育所の整備、医療費や教育費の負担を減らすこと、正規雇用をふやし、長時間労働をなくすことなどの総合的な対策が重要であると主張をしているところであります。

また、現金給付については、これまでの児童手当は3歳未満1万円、3歳から小学生は5,000円ですが、児童手当を1万円にし、将来は18歳未満に支給対象を拡大することを公約にしているところであります。民主党が公約にしている2万6,000円支給には5.5兆円の財源が必要です。年間10万人分の保育所建設に必要な国の予算は1,400億円です。5.5兆円のごく一部を回せば待機児童を解消することができます。急激な少子化が進む中、子供を安心して産み育てられる環境の整備は、とりわけ重要であり、中でも、述べました待機児童対策を含む保育施設の拡充は喫緊の課題となっていることを日本共産党は訴えています。子育てはいろいろな角度から行うものであつて、社会全体で育てるという考え方は当然と思います。

よって、日本共産党は陳情第5号については不採択とお願いをいたします。

○池田委員

陳情第5号 子ども手当の廃止を求める陳情書、これは私も賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、この3月国会で成立した子ども手当の支

給は、間もなく当市でも支給は10日から開始されていると思いますが、まず問題となるのは国の財源確保、これが明確でなく、国債発行に依存する極めて遺憾な政策でもあると思います。

子供は今、子ども手当をいただくわけですが、その子供たちの重い負担がこの後発生するわけであり、これは到底賛成できるものではないと思います。また、在日外国人で住所が日本にあるということだけで子ども手当が支給される、しかも審査も余りないという理解しがたい制度で、到底認められないと私は考えます。

よって、陳情第5号は採択でお願いします。

○永井委員長

しばらく休憩します。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○風間委員

私も、この本陳情は不採択です。理由は、当面見守ってみようという見地からです。

いろいろな子ども手当をめぐる一連の報道がされておりますし、民主党の公約から照らし合わせた公約破りの状況もたくさんあるわけですが、特にこの財源の確保は全くめどが立っていないという状況の中で、公約前はむだを行政改革で7兆円カットして、そこからこの子ども手当も含めたいろいろな新たな政策を打ち出すと、このような大見えを切っておられたわけですが、これは全くそれはやられてないと。削減できたのは、おろか10分の1程度の七、八千億円という程度であります。それが今、現状であります。

ですから、この子ども手当の賛否両論はいろいろあるかと思いますが、もらわないよりはもらえた方がありがたいと。現実にももらい出しておるところでありまして、特にこういう不景気の中では、家計に占める今、非常に教育費の割合が高いという部分もありまして、大変ありがたいなど。すこやかな教育にはこういうものも政策としてき

つちりとした全体的な流れの中でこの根拠のあるこのような子ども手当という位置づけにした上で、の施行が一番理想ではありますが、そういう形で今後ますます前進的に整備されていくのを期待する中で、この子ども手当が確かなものになっていくことを願うばかりであります。そういう部分で、せっかく鳴り物入りで民主党政権与党が実施しました子ども手当という政策でありますので、これがどういう形で今後運用されていくのか、その辺を見守る部分で、また、子育て真っ最中の私の個人的な概念としても大変こういうものはありがたいなという部分から、この子ども手当の廃止の陳情に対しては不採択をお願いします。

○田中委員

陳情第5号、この陳情に対しては不採択で意見を申し上げます。

この子ども手当、去年の衆議院選挙で、いくら選挙に勝ちたいといって2万6,000円を中学生以下に支給をするという5兆4,000億円という莫大な財源が要するという。現実ふた開ければその財源がない。この子ども手当法案、公明党は修正2カ所提案して賛成を、今年度限りにおいて賛成をいたしました。

一つは、トータルの子育て支援をすると。先ほど意見ありましたが、保育所待機児童対策、放課後児童対策、政策のトータルの対策をやっていくという条件が一つと、もう一つ、外国人の子供の問題とか、さまざまあるんですよね。うちが2点目に要求したのは、子ども手当の対象から児童扶養施設に入っている子がもらえないというね、日本人であって日本に住んでいてもらえないという、この見れば見るほど欠陥があるというのがある。もう一つは、事情があって里親に預けられている子供とかはもらえない。だから、どう考えても欠陥があって、改正を中身をきちっと変えながら実質的にもらえる人はもらえると。外国の方も、例えば外国に養子で10人とか20人おる子供がもらえると、いろいろ皆さんの制度に対して不満があるというこのことを考えれば、街頭演説の文句ばかり言っておるんですが、平成22年度の子

ども手当法案には公明党賛成しましたので、今回の陳情に対しては不採択です。

○永井委員長

ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

別段ないようですので、それではこれより採決します。

陳情第5号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手少数です。

次に、陳情第5号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。したがって、陳情第5号 子ども手当の廃止を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第6号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心の確保を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○高笠原委員

陳情第6号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心の確保を求める陳情書について、日本共産党の意見を述べさせていただきます。

長引く不況に伴い、雇用情勢の好転が見込まれないまま失業者がふえ、生活保護者が200万人を超えたといわれています。

こうした中、格差社会と貧困の原因の大きな一つに、労働者の働き方の問題があります。人間らしく働き、人間らしく生活できるルールある社会づくりが求められています。日本は、この10年で成長がとまった国、国民が貧しくなった国になってしまい、先進国では日本だけです。強い大企業を応援すれば、いずれは暮らしがよくなり、経済も成長するという政治が破綻しました。今、新しい経済政策が求められ、経済の軸足を大企業から国

民生活中心に切りかえることです。雇用、中小企業、社会保障で国民の暮らしと権利を守るルールをつくるのが大切です。この10年で大企業の利益は2倍となり、内部留保は229兆円、ところが労働者の報酬は1割も減らされ、大企業だけがもうけをため込むシステムとなりました。内部留保のごくわずかを国民に回すだけで、中小企業への支援策と一体に最低賃金を時給1,000円以上や雇用は正社員が当たり前の社会が実現でき、最低賃金引き上げは最大の経済戦略であると日本共産党は訴えています。

そして人間が人間らしく働けるルールをしっかりとつくることです。それは労働者派遣法を抜本改正し、雇用は正社員が当たり前の世の中にしなければなりません。財界の圧力に屈して抜本改正の約束をほごに、そして幾つも抜け穴をつくって使い捨て労働を温存しようとしています。この使い捨て労働を続ける抜け穴をきっぱりとふさぐことです。そして製造業派遣は、どんな形でも禁止、26専門業務を規制し、派遣労働者保護法に抜本改正することが求められます。日本国憲法をしっかりと守り、国民生活の安全を確保していくことを求め、陳情第6号について日本共産党の賛成意見をいたします。

○川合委員

陳情第6号に対して、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

働く者の権利を守り、住民の安心・安全を守り確保することは国家としても地方自治体としても最大の責務であり、そのことを果たしていくのは当然のことと考えております。

しかしながら、今の世の中におきましては、働き方や賃金体制などが非常に変化しまして、格差が拡大し、また貧困問題が非常に深刻化しているわけですが、やはり賃金ということは最低賃金に関しての考え方は非常に微妙なものがありまして、全国统一で最低賃金を1,000円ということでこの陳情にあるわけですが、確かにこれは理想です。働く者、それから生活者中心で重視の立場でこのことは非常に大事なことであり、

それ以外だとなかなか生活についても難しいものがあることは重々わかるわけでございますが、先ほどの御意見にもありましたように、派遣法が改正されてから大企業が内部留保を非常にふやし、雇用する側の非常にメリットが多い法整備がなされてきたというふうにも感じるところではあります。

しかし、その企業、事業所というものが大手、いわゆる大企業に限定された内容でこういうものを考えると非常にそこはネックなわけでありまして、日本の経済を支えているのは大多数の中小、零細です。その中におきまして、最低賃金というものを事業所としては守りたいのはやまやまだと思います。でもそのところでしっかり線を引いた場合に、日本の経済を支えるそういった大多数の中小、零細が事業として成り立っていくかどうかということは非常に大きな問題があると思います。雇う側としては、雇用主の責任として社員の生活を守りたいということは十分あります。しかし、なかなか経済状況、社会状況によって賃金制度というのは上下するものでありまして、一律化することによって、それがほんとにいいかどうかということは、かなり議論の余地があると思います。

そして適用範囲はパート、アルバイトにも及ぶわけございまして、そういった雇用がなされなくなると一般の商店やいろんなところで雇用ができなくなる。じゃあ正規で雇う。もちろん理想ではありますが、そうするとパート、アルバイトで働きたいという方の職業につく、職業といいますか、職につく機会もまた制限されるというようなことも考えられまして、当陳情の趣旨については非常によく理解できる場所ではありますが、そのような雇用そのものと働く職を求める側の両方の立場を冷静に考えますと、一律的な最低賃金を1,000円ということにつきましては、やはり賛成しかねるところがありまして、当陳情については、やはり反対の立場でありますので、よろしく願いいたします。

○風間委員

本陳情に対して採択の立場です。私もこういう働く者の権利を守り、住民の安全・安心の確保、こういう部分では一貫して賛成をしております。

ただ、この内容的には確かに今いろいろなお話がありましたように厳しい部分もありますが、こういう方向に立って頑張っていっていただきたいという、こういう考え方に立っておりますので、そういう部分からは一貫しておりますので、本陳情では採択をお願いします。

○田中委員

陳情第6号、採択の意見を申し上げます。

一昨年リーマンショックで大変な経済危機を迎えて、就職難の波が来て、生活ができない、生活保護世帯がふえる、増加。日本はどれだけその成熟しているかどうかというのは、この辺の派遣労働法のたぐいのセーフティネットがどこまで成熟しているかというのがその国の成熟度だろうと私は思っていますね。

今、愛知県が732円です、最低賃金。地域的最低賃金、それと特定産業別最低賃金二つあるんですが、いずれにしても今、日本の財政というのが来年度予算を組めば1,000兆円という借金を抱える。この1,000兆円というのは次の未来の子供たちへ残していくという途方もないギリシャに近いような日本の財政の中で、仕事の事業仕分けかな、あの中で渡りとか天下りとか転々として年収が1,700万円とか1,500万円とかもらっていることは頭にくるわね。その国がどこまで成熟している政府なのかというのは、この付近の政策、セーフティネットがやれてるかどうかというその国の見るところだと思いますね。理想的な今現実で1,000円とか何千円とかできんかもしれんけど、声を上げていくというね、地方自治体から。1人1人が議員という立場、また職員の立場の中でこういう声を上げていかないと、助ける人がいないんですから、そういう意味では声を上げていくと、こういう意味で採択をしたいと思います。

○永井委員長

ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

ないようですので、それではこれより採決します。

陳情第6号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。したがって、陳情第6号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心の確保を求める陳情書の件は採択とすべきものと決定しました。

陳情第8号 在留日系外国人へのセーフティネット強化についての陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○池田委員

陳情第8号は採択をお願いします。

このセーフティネットのもとといわれるのは人材派遣が始まりでして、在留外国人に対する労働者のそのためのセーフティネットを強くしたいという意向が見えております。日本でも失業率が大変高いわけですが、それにしても同じ人間として外国人もやはり今まで労働者としては専門的な分野でなく単純労働者が大変多く、特に製造業で述べてきたわけですし、今、仕事なくなった外国人、45歳以上の日系人は50%を超える失業率で不安定な労働に従事しながら在留資格要件である独立して生計を営む能力があるとは言いがたい。そのため生活保護者は大変にふえるのではないかとこの可能性も財政に悪影響を及ぼすと考えられます。在日外国人との共生を図るための日本語教育、職業訓練、この構築を図るためにセーフティネットを強化していくべきではないかという意見もあり、賛成したいと思います。

よって、陳情第8号は採択をお願いします。

○風間委員

私も採択をお願いします。先議会でしたか、外国人の地方参政権の請願、陳情が出ました。そのときは私は、これは国家の原理原則論にかかわる話でありますから、やはりそういうものは法律にのっとった帰化してすべての権利が享受できる、

そういう流れがありますから、そちらでよろしくというお話をしたわけです。いささか少々申しわけなさもあるわけですが、しかし、それは日本国国家の基本的根幹にかかわることであるということが大原則になると思います。そのかわりに、やはり納税もしていただいておりますし、地域に溶け込んで今、外国人共生ということが非常に問われている地方自治の一つの大きな重要な問題としてここ最近問われている一つの案件であります。そういう部分では、それ以外のでき得ること、充実すべきこと、そういうことはやはり同じ人間として権利をきっちりと享受していただく、そういう体制づくりをしなければ、まことに申しわけない限りであります。

だから、そういう部分でこの表題の在留日系外国人、これちょっと私、気に入らんですけど、要は、外国人労働者とか日本に住んでおられる外国人こうしていただかんとね、ちょっと狭い範疇なものですからね、それを前提として申し上げますけど、外国人の方々に対するセーフティネットの強化、外国人との共生、そしていろいろな外国人の皆様方と共生できる体制づくり、そういう部分を充実させていくのは国及び地方自治体の当然の責務であると思いますので、この陳情書は採択をお願いします。

○高笠原委員

陳情第8号 在留日系外国人へのセーフティネット強化についての陳情書について、日本共産党の意見を述べます。

日本社会における外国人労働者のニーズは、製造業界の単純労働が主です。サブプライムローンに端を発し、世界に経済危機が訪れました。それによって派遣切りに遭い、失業者がふえ、生活保護者もふえたことは事実です。どんな仕事でも短時間の仕事でも就職したいと思っても日本語の読み書きができなければアルバイトでもだめということに多くの外国人が泣かされました。知立市は県下で一番外国人が多く、特に知立団地に集中していることが特徴です。あのサブプライムローンのとき日本共産党は知立団地に派遣村をつくり、

多くの失業者の対応をし、経済の回復が見られない現在も就職相談活動をしています。

文中には失業率45歳以上50%と、こういうふう書いてありましたけれども、現在、外国人の就労支援事業を私も行いながら、知立団地の現在は、35歳以上になるともう仕事が見つからない、こういうふうに訴えられる方が大変多くなってきております。行政をつかさどる知立市の支援が届かなくなり、町内である知立団地自治会が日本語教室やハローワークと一緒に就労支援を長年続けているなどしてコミュニティを守り、生活をしていることは議会を通して何回も訴えさせていただき、皆さんも御存じのことと思います。日系人を対象にした基金訓練制度に日本語教育を職業訓練として認めさせる制度の改善と強化などを求めています。

知立市は外国人集住都市会議に加盟をし、外国人の多い都市との交流や意見交換の場をもっています。国や県に対し意見のいえる立場であり、もっと活用してセーフティネットの強化に取り組んでいただきたい。そのことによって独立した政権を営む能力も生まれ、在留資格要件を満たすこともできるわけであります。

よって、陳情第8号について、日本共産党は賛成とします。

○田中委員

賛成をいたします。知立団地もこの10年、外国人の方が一気に増加をいたしました。愛知県でもトップという外国人の比率なんですが、全体的には私は国も県も知立市も申しわけないんですが、余りにも外国人の方の労働、また生活に対しておくれますよね。諸外国を見てみますとね、やっぱり進んでいますよ。外国人の方に対しての労働条件、生活条件というのが。そういう意味では、今、事務局長やってみえる成田さんにも何回かお願いをさせてもらっていろいろ検討してもらったんですが、当然この1から6までの陳情というのは、やっぱり声を上げていく。少しでも改善ができるように僕らの義務としてね、権利として声を上げていくと。そういう意味で、大いに賛成をし

ていきたい、こう思っています。

○永井委員長

ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

特にないようですので、それではこれより採決します。

陳情第8号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。したがって、陳情第8号 在留日系外国人へのセーフティネット強化についての陳情書の件は採択とすべきものと決定しました。

陳情第9号 「夫婦別姓を容認する法案に反対する意見書」に関する陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○高笠原委員

この陳情第9号については、さきの陳情第4号に述べさせていただきましたので、それと同じくというふうに考えていただきたいと思ひまして、日本共産党は反対とさせていただきます。

○川合委員

先ほどの陳情4号と同じ内容ではありますが、選択制であるかないかということですが、選択制であろうがなかろうが別姓の方向に向かうということについては、やはり多くの国民の方が拒絶反応とか拒否反応をある程度もってみえるということが報道されております。やはり3対2ぐらいの割合で、そういうことについて、ある程度肯定的な部分も1人1人の中にはあることはわかりますが、やはり先ほど述べましたように、広い見地から見た場合に、社会の最小単位である家庭というものをですね、やはりきずなを強め、そこから成長した子供が社会に出て地域社会、そして国をこれから担っていくという立場で、やはり別姓方向ではなくて同一の姓を名乗り、社会を築いていっていただきたい。

先ほども申し上げましたが、個人主義であったり、自由を主張する、これは自由主義の国家で

あれば当然なことでありますが、やはりそれに伴う責任やら社会的な影響というものをですね、やはり日本というのは戦後60年で未成熟なところが非常に多い。このことは認識していただいて、いろんなことを考えている必要があると思います。

社会男女の共同参画、ジェンダーフリーの発想からくるようなことではありましても、いわゆる男女共同参画という文字自体、男が先にきてますよね。だからそういう事細かなことはいずれにいたしましても、社会の中にそういう、男女僕は一緒だと思いますよ、同等だと思いますが、全くイコールじゃないですね。お互いの特質、特性があって、それを生かし合って、理解し合うところからスタートしないといけないんです。そうしないと、すべてが自由で、すべてがイコールというところ、もちろんその立場、人格、人間としてはイコールなんですが、特質を認め合うというところをもう少し今、日本において理解しないと教育においても社会生活においても、いささかの問題が出てくる。これは中心的なところですべて考えていただきたいと思います。

そして行き着くところは、やはり核家族化の進行、これはやむを得ない、またその方がいいと思う方もあるかもしれませんが、やはり2世代、3世代が同居、その中で家庭、その家の歴史というものができるわけでありまして。それからやはり社会に、先ほど言いましたが、そこで育った子供たちが参加していくというようなことは理想ではないかと思うわけでございますが、例えば3世代の家庭があったとした場合に、おじいさん、おばあさんは別姓、その次の世代も別姓、子供たちが結婚したらまた別姓、三つも姓が存在すると。そうなったら、とてもじゃないけどそういう方向には世の中自体が動かないような気がします。次の世代を担う子供たちに対しての配慮の面も考えて、やはりこの件については容認することはできませんので、この陳情に対しては採択でお願いしたいと思います。

○風間委員

陳情第4号のとおり、私は採択でお願いします。

○田中委員

陳情第9号に対して、不採択の立場で若干意見を述べたいと思います。

先ほども言いましたが、時代の変化、多様性というのが感じてきたのかなという感じしますね。内閣府が世論調査をやりました。選択的夫婦別姓に関する世論調査。選択的夫婦別姓の賛成派の方が反対派を上回ったと。特に20代、30代男女とも選択的夫婦別姓制度を賛成なんだと。旧姓使用容認も含めると80%を超えていると。30代女性では9割以上が法改正を望んでいると。こういう世論調査を見ても、何が何でも結婚したら女性が、男性がとか一緒に名前をなきゃいかんのかというようなね、気持ちわからんことはないですよ。昔からの大事なものは大切とわかるけど、時代の流れということで、やっぱり自由度を考えていくというためにも選択的夫婦別姓制度というのは推進をしていきたいと、こう思っておりますので、この陳情に対しては不採択です。

○永井委員長

ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

別段ないようですので、それではこれより採決します。

陳情第9号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。したがって、陳情第9号「夫婦別姓を容認する法案に反対する意見書」に関する陳情書の件は採択とすべきものと決定しました。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

午前10時51分休憩

午前11時02分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま陳情が採択されたのに伴い、意見書の

案文について御協議願います。

陳情第6号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心の確保を求める陳情書の意見書案文につきましては案文が添付されておきませんので、陳情内容を参考に正副委員長一任で御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

異議がないようですので、そのように決定しました。

陳情第8号 在留日系外国人へのセーフティネット強化についての陳情書の意見書案文及び提出先については正副委員長一任で御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

異議がないようですので、そのように決定しました。

陳情第9号 「夫婦別姓を容認する法案に反対する意見書」に関する陳情書の意見書案文、提出先については委員長及び賛成者一任で御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案については、6号、8号については提出者は副委員長、賛成者は委員長を除く賛成委員として最終日に議員提出議案として上程します。

9号については、提出者は賛成者の中で提出者を選任でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

○永井委員長

しばらく休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時04分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第9号については、提出者は池田委員として選任しますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

異議がないようですので、そのように決定しました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で市民福祉委員会を閉会します。

午前11時04分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長